

令和4年11月1日

FinTech企業等との連携及び協働に係る方針

なぎさ信用漁業協同組合連合会

- 1 当会は、オープンイノベーションを促進する観点から、利用者保護の確保に留意しつつ、FinTech企業等との連携及び協働を行うことを基本方針とします。
- 2 当会は、農林中央金庫が契約を締結したFinTech企業等が当会に係る決済等のサービスを営むことを同意しています。
- 3 当会は、FinTech企業等との連携及び協働について、個人向インターネットバンキングサービスを通じて実現する方針であり、当該サービスの設計・開発・運用・保守等につきましては、農林中央金庫を通じて、インターネットバンキングの共同センターであるANSERに対して、委託しております。

このうち、お客様の貯金口座に係る残高照会、入出金明細照会に関しましては、当該連携及び協働を実現できる体制を整備しています。なお、資金移動取引に関しましては、準備が整い次第の対応を予定しています。

一方、法人のお客様との取引に係るFinTech企業等との連携及び協働につきましては、現状、インターネットバンキングサービスの取扱いを個人に限定していることから、将来的な検討事項とします。

- 4 FinTech企業等との連携及び協働に係る業務につきましては、農林中央金庫 JF マリンバンク部（03-6378-7310）が担います。
- 5 当会は、農林中央金庫が代表して契約締結を行うことに同意しているため、契約締結の可否に係る基準の公表は行いません。農林中央金庫は、事業者が十分な体制を備えていることのほか、連携・協働目的や効果等を含めた基準を作成し、当該基準に従って契約締結の可否を判断します。

以上